

## 一般社団法人全日本ろう者空手道連盟 内部通報制度に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本ろう者空手道連盟（以下「本連盟」という。）の倫理規程等の諸規程または法令等に抵触する可能性のある事案（以下「通報事案」という。）に関する通報もしくは相談の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本規程において定める仕組みの名称を「日ろ空コンプライアンスホットライン」（以下「ホットライン」という。）とする。

### (通報・相談窓口)

第3条 ホットラインにおける通報・相談の受付窓口（以下「内部通報窓口」という。）は、本連盟ホームページ上に公開する。

### (通報者・相談者)

第4条 ホットラインの利用者は本連盟の会員、その親権者その他の法定代理人および本連盟の役職員とする。

### (通報・相談の方法)

第5条 内部通報窓口への通報・相談は実名とし、連絡先を記載の上、封書又は電子メールにて行うものとする。電子メールを使用する場合には、通報者において内部通報窓口からの電子メールによる返信を受信可能な状態としておくものとする。

2 ホットラインの具体的な利用方法は、本連盟のホームページ等に掲載し、その周知を図るものとする。

### (不当な通報・相談の禁止)

第6条 通報・相談は、本連盟の会員および本連盟の役職員等における不正行為等が存在し、または存在すると合理的に信ずる場合のみに行うものとし、個人的利益のみを図る目的、私怨または誹謗、中傷を目的とした通報・相談は行ってはならない。

### (本連盟の対応)

第7条 内部通報窓口に対する通報・相談が通報事案に該当する場合には、その全てがコンプライアンス委員会に報告され、コンプライアンス委員会規程に基づき対応する。

### (通報者への報告)

第8条 コンプライアンス委員会は必要に応じて、内部通報窓口を通じて通報者に対して、対応方針および対応結果を報告するものとする。

(通報者の保護)

第9条 本連盟は、通報者が通報等をしたことを理由としていかなる不利益も生じないよう、適切な措置を講じるものとする。

- 2 本連盟は、通報者に対して通報等をしたことを理由として不利益となる取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、倫理懲戒規程等に従って、相当な処分を課すことができるものとする。

(守秘義務・情報管理)

第10条 本規程で定める通報事案に関与した全ての者は、調査対応において必要な場合を除き、通報者の氏名等個人の特定されうる情報、通報事項および調査内容を第三者に一切開示してはならない。

- 2 本連盟は、通報者を特定し得る情報、通報内容に関する情報その他内部通報窓口への通報・相談に関する情報を厳に秘密として管理し、通報事案の対応以外の目的で使用しないものとする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則

- 1 本規程は2021年4月1日より施行する。
- 2 本規程に定める事項は、第1条に掲げる目的の達成のために定期的に見直しを行うものとする。
- 3 本規程は、2023年12月1日より改正施行する。